

まずは従業員の皆さんへ周知を図りましょう！

第2回 マイナンバー制度実務対応講座

事前にしなければならないことって?! 具体的な規程で解説いたします。

いよいよマイナンバー制度が動き始めます。今年10月には、国民に12桁の個人番号が住民票所在地に届きます。会社では、社員と扶養家族から、本人確認をしながら「個人番号」を収集して社会保険や源泉徴収などの法定事務で使用し事務を進めていきます。

これまでの個人情報保護法よりも厳格な法律が定められ、もし情報漏洩ともなれば、厳しい罰則を受けることになります。漏洩滅失等を防ぐための「安全管理措置の対策」について、具体的に何をすればいいのか? いざと言う時に慌てないために、特に会社が講じなければならない、番号の利用範囲、本人確認措置等の重要規程について具体的に説明いたします。会社実務で社員等の個人番号を使って処理する担当者には必須の講座となっています。

長井会場

日時●平成27年**8月26日(水)**
午後1時30分～午後3時30分
会場●タスパークホテル 会議室
会費●法人会会員・会議所会員 無料
上記以外の方 1人 500円
講師●社会保険労務士 堀越俊一郎氏
山形税務署 税務広報広聴官

小国会場

日時●平成27年**8月27日(木)**
午後1時30分～午後3時30分
会場●小国町商工会 研修室
会費●法人会会員・商工会会員 無料
上記以外の方 1人 500円
講師●社会保険労務士 堀越俊一郎氏
山形税務署 税務広報広聴官

セミナー内容 具体的に「特定個人情報取り扱い規程」「業務委託契約書」「就職・退職にあたっての契約書」などお示しいたします。

- 今後のスケジュール
- 会社規模の大小を問わずに講じなければならない「安全管理措置」とは?
 - ・組織的・人的・物理的・技術的な4つの安全管理措置をどう講じるか?
 - ・退職等でのマイナンバーの廃棄・削除の具体例
 - ・就業規則の変更追加事項
- どう変わるか、社会保険・税金・給与計算実務
 - ・実務で対象となる法律を知る…所得税法・健康保険法・厚生年金保険法等
 - ・社員と扶養家族の本人を確認する実務は?・法定調書、源泉徴収票は何か変更があるのか?



●主催/(公社)長井法人会 (TEL0238-88-3960) ●共催/長井商工会議所/小国町商工会

第2回マイナンバー制度実務対応講座 参加申込書

該当する方に○をお願いします。

会社名	参加希望する 日程・会場	(電話)
参加者名	8/26 長井	(FAX)
参加者名	8/27 小国	(所属確認) 法人会 会議所 商工会

長井法人会 FAX 0238-88-3823